

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第8回 在留資格「技能実習」と、新たに始まる「育成就労」とは？

みなさん、こんにちは。行政書士の李です。今回は、在留資格「技能実習」について解説しました。今回は、現行の「技能実習」制度と、その代わりとなる新しい制度である「育成就労」について解説します。

技能実習制度とは？

技能実習制度は、日本の先進技術を開発途上国に移譲し、その国々の経済発展および産業振興に貢献することを目的として、1993年から始まりました。この制度の趣旨は、実習生が日本で技能を修得した後、母国へ帰国し、自国の産業や企業の発展に寄与することです。つまり、日本の国際貢献に重点が置かれています。

技能実習制度の対象国と区分

技能実習制度では対象となる国、区分及び作業内容が細かく定められています。

①**対象国** 技能実習生として受入ができる外国人の国籍は限定されており、令和7年4月現在、次の国々が対象となっています。

ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア、ネパール、東ティモール 計16カ国

②**区分** 技能実習制度は、次の6つの区分に分けられます。

	企業単独型	団体監理型
入国 1年目	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第1号ロ」)
入国 2～3年目	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第2号ロ」)
入国 4～5年目	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第3号ロ」)

企業単独型とは、日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式のこと。一方、団体監理型とは、事業協同組合等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、会員の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式のことです。現状では、団体監理型の方が主流となっています。

③**対象作業** 入国1年目の技能実習生に与えられる「1号」では、職種や作業内容に制限はなく、原則として単純作業以外の作業に従事させることができます。一方、「2号」や「3号」に移行するためには、移行対象職種に従事させる必要があり、7産業分野91職種167作業と、詳細に分類されています。これに該当する作業に従事させなければ、2号や3号に移行することは認められません。

育成就労とは

これまでの技能実習制度に代わるものとして、2027年までに新たに「育成就労」が始まる予定です。技能実習制度が国際貢献を目的としていたのに対して、育成就労は日本の人手不足の解決を目的とした制度です。また、育成就労は次回解説する「特定技能制度」へ移行する前の、外国人労働者に基礎的な技術を身につけさせるための制度として位置づけられます。全体像のイメージは次のとおりです。

育成就労
(技術能力・低)
最大3年在留可

特定技能1号
(技術能力・並)
最大5年在留可

特定技能2号
(技術能力・高)
在留上限なし

育成就労において対象となる産業分野は特定技能制度と一致しており、育成就労から特定技能2号に移行するにつれ、外国人労働者の技術力の向上が期待されています。ただ、具体的な内容についてはまだ決まっていない部分が多く、今後の情報に注視する必要があります。

今回は、技能実習制度とそれに代わる育成就労について解説しました。日本の人手不足が深刻化する中、外国人労働者の受け入れは避けられない状況となっています。次回は、技能実習と育成就労の移行先である在留資格「特定技能」について解説します。次回もぜひご覧ください！



李 泳勲 (い・よんぶん)
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPIはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。